

平成 25 年度第 1 回の検討結果について

平成 25 年度 第 1 回 管理濃度等検討会
平成 25 年 6 月 28 日 (金) 15 : 25 ~ 17 : 15
中央合同庁舎第 4 号館 共用第 123 会議室

1 1, 2-ジクロロプロパンについて

(1) 管理濃度

10ppm とする。

(2) 測定方法

試料採取方法は、固体捕集方法又は直接捕集方法とする。

分析方法は、ガスクロマトグラフ分析方法とする。

(3) 局所排気装置の性能要件

制御風速とする。

2 N, N-ジメチルホルムアミドについて

試料採取方法を、直接捕集方法から固体捕集方法に変更する。

3 ニッケル化合物について

水溶性・不溶性という性状の違いにより許容濃度が異なることから、測定の手順を定め、水溶性の度合いに応じ、管理濃度は数値ではなく数式で示してよいのではないか。

$$M=0.1 / (0.09N + 1)$$

(M : 管理濃度 (mg/m³)、N : 水溶性ニッケル含有率 (%))

4 ベリリウム及びその化合物について

規制の在り方について今後検討する。